

青森県報

号外第三十号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則	(総務学事課)	一
青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則	(保健衛生課)	二
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則	(労政・能力開発課)	二
青森県通訳案内業法施行細則を廃止する規則	(観光推進課)	三
青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(団体経営改善課)	三
県有乳用雌牛の無償貸付け・譲渡に関する規則を廃止する規則	(畜産課)	三
訓 令		
官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令	(総務学事課)	三
青森県消防関係職員服装規程の一部を改正する訓令	(防災消防課)	四
青森県消防関係職員服制の一部を改正する訓令	(同)	四
青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令	(同)	四
青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令	(政策調整課)	五
青森県行政資料センター規程の一部を改正する訓令	(統計分析課)	五
非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	(みらい課)	六
青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部を改正する訓令	(農村整備課)	六

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 (労働委員会) ……七

告 示

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程 (青少年・男女共同参画課) ……七

出納長の事務の一部委任の一部改正 (経理課) ……七

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 (事務局) ……八

規 則

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県証明事務に関する規則(昭和三十六年四月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第四号中「第四条及び」を「第四条第一項及び」に改める。

第八条ただし書中「本庁の課長名又は」を「エネルギー総合対策局長名又は本庁の課長名若しくは」に改める。

第九条第一項中「本庁」を「エネルギー総合対策局長、本庁」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表中「あすなる学園長、さわらび園長」を「あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長」に改める。

別表第一第二号（中）「弘前県税事務所長」を「中南地域県民局地域連携室長」に改め、同号（三）中「八戸県税事務所長」を「三八地域県民局地域連携室長」に改め、同号（六）中「むつ県税事務所長」を「下北地域県民局地域連携室長」に改める。

別表第二中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、次の表の上欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

弘前県税事務所長	中南地域県民局地域連携室長
八戸県税事務所長	三八地域県民局地域連携室長
むつ県税事務所長	下北地域県民局地域連携室長

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則

青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「戸籍抄本」の下に「（前二号に掲げる書類に記載された氏名を変更した場合に限る。）」を加える。

第七条第二項中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭和三十三年十月青森県規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立八戸工科学院三沢校の項中

程	短期課	普通課
	電子機器科	第一種自動車
類	溶接科	系自動車整備
	一年	二年
科	一年	二年
	二〇人	二〇人

を

短期課程	溶接科	一年	二〇人
	電子機器科	一年	二〇人

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県通訳案内業法施行細則を廃止する規則

青森県通訳案内業法施行細則（平成八年三月青森県規則第二十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「所轄農林水産事務所長」を「所轄の地域県民局長又は農林水産事務所長」に改める。

第三号様式の（裏）中「海解」を「海解申渡書」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

県有乳用雌牛の無償貸付け・譲渡に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

県有乳用雌牛の無償貸付け・譲渡に関する規則を廃止する規則

県有乳用雌牛の無償貸付け・譲渡に関する規則（昭和四十七年七月青森県規則第四十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令第二十四号

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令

官報報告事務取扱規程（昭和二十三年三月青森県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「各関係課及び室」を「各関係課（室及びチームを含む。以下同じ。）及

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

びエネルギー総合対策局」に、「及び室の長」を「の長又はエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」に改める。

第四条中「室」を「エネルギー総合対策局」に改める。

第五条中「のうえ」を「の上」に、「室」を「エネルギー総合対策局」に改める。

第六条の表の第五号の(二)中「部長」の下に「及びエネルギー総合対策局長」を加える。

第六号様式の(注)の3中「部長」の下に「エネルギー総合対策局長」を加える。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十五号

消 庁
防 中
学 一
校 般

青森県消防関係職員服装規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県消防関係職員服装規程の一部を改正する訓令

青森県消防関係職員服装規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次長」を「行政改革・危機管理監、消防業務を主管する次長」に改め、「及び副校長」を削り、「又は、」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十六号

消 庁
防 中
学 一
校 般

青森県消防関係職員服制の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県消防関係職員服制の一部を改正する訓令

青森県消防関係職員服制（昭和三十年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「部長」を「部長」に改め、「副校長」及び「総括主査」

を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

消 庁
防 中
学 一
校 般

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程（平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表無線局の項中「鱒ヶ沢県土整備事務所」を「五所川原県土整備事務所鱒ヶ沢道路河川事業所」に、「中南地方農林水産事務所農村整備庁舎」を「中南地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎」に、「三戸地方農林水産事務所農村整備庁舎」を「三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎」に、「弘前県土整備事務所目屋ダム管理所」を「中南地域県民局地域整備部目屋ダム管理所」に改め、同表通信所の項を次のように改める。

通信所	青森保健通信所	青森市造道三丁目（青森保健所）
弘前保健通信所	弘前市大字吉野町（弘前保健所）	
八戸保健通信所	八戸市大字尻内字鴨田（八戸保健所）	
五所川原保健通信所	五所川原市字末広町（五所川原保健所）	
上十三保健通信所	十和田市西一番町（上十三保健所）	
むつ保健通信所	むつ市大湊新町（むつ保健所）	
西北農林通信所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本務所（西北地方農林水産事務所）	
東青漁港通信所	青森市港町二丁目（東地方農林水産事務所東青地漁港漁場整備事務所）	
三八漁港通信所	八戸市大字港町字大沢（三八地域農林水産局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所）	
下北漁港通信所	むつ市中央二丁目（下北地域農林水産局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所）	
西北漁港通信所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本務所（西北地方農林水産事務所）	
青森港管理通信所	青森市本町四丁目（青森県土整備事務所青森港管理所）	
八戸港管理通信所	八戸市大字河原木字北沼（三八地域農林水産局地域整備部八戸港管理所）	
むつ小川原港管理通信所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎（十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所）	

八戸工業用水道管理通信所	八戸市大字長苗代字窪田（八戸工業用水道管理事務所）
青森県東京通信所	東京都千代田区平河町二丁目（青森県東京事務所）

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令第二十八号

庁 中 一 般

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令

青森県広報・広聴事務に関する規程（平成元年三月青森県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び」の下に「肩並びに」を加える。

第四条第二項中「企画調整報道監」の下に「及びエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」を加える。

第五条第一項中「第八条第一項」の下に「及び第二項」を、「同じ。」の下に「エネルギー総合対策局」を加え、同条第三項中「分掌事務、」の下に「エネルギー総合対策局及び」を加える。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令第二十九号

各 庁 中 一 般
出 先 機 関

青森県行政資料センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政資料センター規程の一部を改正する訓令

青森県行政資料センター規程（昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資する」の下に「とともに、行政資料を広く県民の利用に供する」を加える。

第四条を削る。

第五条中「本庁の課長（室長を含む。）及び」を「エネルギー総合対策局長、本庁の課長及び室長、チームリーダー並びに」に改め、同条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条を削り、第十条を第八条とする。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程（昭和三十九年六月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉こどもセンターの項中

健康福祉こどもセンター

嘱託医各二人
ただし、西北地方健康福祉こどもセンターにあっては、三人

を

地 域 県 民 局
健康福祉こどもセンター

嘱託医各二人

に改め、同表児童相談所の項

中「児童相談所」の下に「（中央児童相談所を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十一号

庁 中 一 般
農 林 水 産 事 務 所

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程（昭和四十二年六月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「管理人は、」の下に「地域県民局地域農林水産部又は」を加える。
第十条第二項及び第十一条を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県労働委員会事務局処務規程（平成十五年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「総括主査」を削り、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百七十五号

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程

青森県青少年健全育成推進員に関する規程（昭和五十五年四月青森県告示第三三三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青少年・男女共同参画課」の下に、「地域県民局地域健康福祉部」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

配 置	定 員
青少年・男女共同参画課	三百二十六人
中南地域県民局地域健康福祉部	三十一人
三八地域県民局地域健康福祉部	五十五人
下北地域県民局地域健康福祉部	十六人
東地方健康福祉こどもセンター	二十六人
西北地方健康福祉こどもセンター	三十五人
上北地方健康福祉こどもセンター	四十三人

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第二百七十六号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百七十七号（出納長の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「公所」を「地域県民局の地域連携室及び部（県税部を除く。）並びに地域県民局以外の公所」に、「公所の出納員」を「同上の出納員」に、「県税事務所に」を「地域県民局県税部及び県税事務所に」に、「県税事務所の」を「同上の」に改め、分任出納員の項の表中

委 任 事 務	委任を受けた 分任出納員
---------	-----------------

を

委 任 事 務	委任を受けた 分任出納員
---------	-----------------

出納局の出納課長の職にある出納員が、出納長の事務の一部を委任された事務のうち、総務部人事課が管理する研修施設において実施される研修に係る食費の収納事務及びこれに附帯する事務

総務部人事課の分任出納員

に、「健康福祉」

どもセンター（三戸地方健康福祉どもセンターを除く。）を「地域県民局（三八地域県民局を除く。）の地域健康福祉部の福祉総室及びども相談総室、健康福祉どもセンター」に改め、「ども相談部」の下に「青森県動物愛護センター」を加え、「青森県農林総合研究センター林業試験場加工技術部」を「青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部」に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表を次のように改める。

総括副参事	書記	1 市町村振興課の総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主査又は主事の職にある者で局長が定めるもの
副参事		
総括主幹		

主幹	2 委員長の任命する者
主査	
主事	

第十七条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

<p>（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	